

親族の方に対する給与

中小企業事業者において、親族の方が事業に従事することはよくあることと思います。
営む事業が会社でしたら「役員」か「従業員」、個人事業でしたら「青色事業専従者」
か「事業専従者」という呼び方で、税務上は整理されます。
経費として認められる給与の金額から順番に整理をしていきたいと思います。

<給与の金額>

1 従業員、青色事業専従者

親族の方にお手盛りで多くしていないか、という目線で税務署は見てきます。
第三者の方に支払う金額と同等にしておく客観的な金銭感覚が必要です。
管理者であつたり他の方にないスキルがあつたりしたら、上乘せは問題ありません。

2 役員

「会社が役員に対して年間いくらで委任するか」が金額を決める入口となります。
見込まれる成果を具体的な金額にすることは難しいと思いますが、実際には、経営の
実績を見て役員給与の金額を決めることになると思います。

税務上は「不相当に高額でない金額」という言葉を使い、明確な金額はありません。

月額8万円までは税務署に指摘されないようには感じます。年収の壁が引きあがり、
配偶者の給与収入が「103万円以下で控除」から「123万円以下で控除」に改正され、
月8万円は月10万円となるように感じないこともありませんが、言うまでもなく、
従事実態がある上で、不相当に高額でないことが必要です。

3 事業専従者（白色申告）

白色申告の個人事業者の場合は、定額（又は定額未満）の事業専従者控除です。

<役員として登記>

会社法上の「善管注意義務」などの対象になります。

<社会保険（雇用保険・労災保険）>

	加 入 の 有 無
事業専従者	原則として、加入できません (一定の要件を満たせば加入できます)
従 業 員	代表者と同居：一定の要件を満たせば加入できます 代表者と別居：加入する必要があります
役 員	加入できません (使用人兼務役員は加入できます)

<健康保険・年金>

	保険の種類
事業専従者	国民健康保険、国民年金
従 業 員	健康保険、厚生年金保険
役 員	健康保険、厚生年金保険

<健康保険・厚生年金保険（2カ所以上の事業所で勤務）>

例えば、他にお勤めがある家族を役員か従業員にされる場合です。

2カ所以上の事業所で勤務する場合は、働き方次第で、日本年金機構へ届出が必要です。

<事業専従者の副業>

「もっぱらその事業に従事すること」の要件があります。

他のパートの時間が短いなどで、事業にもっぱら従事することの妨げにならない場合は問題がないという取扱いになっています。

まとまりのない記載の表示で恐れ入ります。

少しでも顧問先様の参考になればと思い作成いたしました。

税理士 井口 大輔